松城中学校いじめ防止対策マニュアル

１．いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの誰にでも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないというための未然防止に、全職員が取り組むことから始めていく必要がある。また、**教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに当該組織(いじめ対策委員会)に報告・相談する。**

２．いじめの定義

> 生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「力の差」（強い者が弱い者に対して）「継続的」「意図的」「深刻」等の要素はまったく含まれない。

「いじめ」の認定は個人（一人）で行わないで、「校内いじめ対策委員会」が行う。

※「校内いじめ対策委員会」は生徒支援・対策委員会のメンバー、各学年主任で構成する。重大事態のときは、青少協会長、PTA 代表(会長)、主任民生員児童員も加える。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

３．学校いじめ防止基本方針

（１）方針内容

① いじめの未然防止、早期発見(学校生活アンケート、定期的な教育相談の実施)、早期解決に向けての取り組み
② 校内組織と組織体制（役割）の明確な位置づけ
③ 重大事態への対処（該当内容、役割内容、調査主体との結果の報告）
④ 校内研修（年間計画への記載）
⑤ 家庭地域、関係機関との連携
⑥ 検証と評価（策定の見直しと学校評価における項目の設定）

４．いじめの未然防止のための措置

（１） いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点なのについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全職員の共通理解を図る。また、生徒に対しても、全体集会や特別活動などで生徒指導主事や職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

（２） いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む。また、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

（３） いじめが生まれる背景と指導上の注意点の確認

いじめの加害者の背景には、勉強や人間関係などのストレスがかかわっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めていくこと、学級や学年、部活動などの人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りに努める。

なお、教員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を図る。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

（４） 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他社の役に立っていると感じることができる機会を生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるように努める（松城キラリ樹の活用）。

５．早期発見

（１） 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。そのため、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

（２） いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケートや定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。（生徒に対して多忙さやイライラ舌態度を見せ続けることは避ける。悩みなどを過小評価したり、相談を受けた時には真摯に対応する等）また、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

生徒及び保護者、教員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。（養護教諭、相談員、サポーター、スクールカウンセラーの活用等）これらによって集まったいじめに関する情報についても全職員で共有する。

６．いじめに対する措置

（１）いじめの事実があると思われるときは、学校（いじめ対策委員会）への通報（報告）をする。いじめ対策委員会にていじめと認知されたときは、児童生徒・保護者への対応方針の説明を行う。また、教育委員会に第１次報告を行う。

（２）学校はいじめがあったことを確認された場合には、いじめをやめさせ、及び、再発防止のため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的は知識を有する協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又は保護者に対する助言を継続的に行う。

（３）いじめを行った児童生徒についていじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取ることもある。

（４）支援又は指導若しくは助言を行うにあたって、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者の間に争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を取る。

（５）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（６）特に配慮が必要な生徒についての対応

●発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要や支援を行う。

●海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

●性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

●東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に努める。当該生徒がいじめを受けていないか、悩みや不安を抱えていないか統一いて個別に確認を行う。また、生徒が放射線に関する科学的な知識を身につけるとともに、理解が深めることができるよう、放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育の充実に努める。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

７．いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（１）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が 90 日以上継続していること。

（２）被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する。

※「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害者及び加害者については、日常的に注意深く観察する必要がある。

８．重大事態への対処

（１）重大事態の内容

①生命、身体または財産に重大な被害

・自殺の企画や未遂、身体に重大は障害、精神性の疾患を発症、金品等に重大な被害など

②「相当は期間～余儀なくされている」

・年間 30 日を目安に一定期間、連続して欠席している。

・正当な事由なく 7 日以上連続して欠席し、児童生徒の状況が確認できない（学校から委員会へ報告もする）

９．重大事態の措置

（１）重大事態の発生時は、児童生徒・保護者への対応方針の説明をする。又学校は委員会へ報告をする。(「疑い」があった場合、すぐに学校から教育委員会に報告する。)委員会は地方公共団体の長へ報告する。

（２）学校は重大事態に対処するための組織を設置する。また、地方公共団体の長が必要と認めるときは付属機関を設けて、再調査、並行調査を行う。

（３）学校重大事態に対処するための組織は、調査を行う。また、児童生徒・保護者への経過報告と情報提供を行う。再調査をする場合には、第三者機関やすでに設置している監査組織等を用いる。

（４）調査結果・対応結果（事実関係の）が得られたら教育委員会への報告し、児童生徒・保護者への情報提供も行う。

（５）対処及び同様の事態の防止に努める。

※児童生徒・保護者の希望により、所見をまとめた文書を調査結果の報告書を添えて地方公共団体の長に提出する。

※いじめは、どこの学校、どの生徒にも起こり得るとの認識をもつこと。小 4～小 6 の 3 年間でいじめをした経験したありが 9 割、いじめをされた経験したあり 9 割。いじめがゼロ、いじめはないと考えてはいけない。